

居宅介護支援事業所管理者 様

木曾広域連合健康福祉課

訪問介護の生活援助中心型サービスにおける
利用回数基準超ケアプランの届け出について

日頃より介護保険事業においてご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）が改正され、同基準第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされています。

平成 30 年 5 月 2 日付厚生労働省告示第 218 号において、届け出が必要な計画（ケアプラン）は以下のように定められておりますので、届け出が必要となるケアプランを作成した場合には、別紙の「訪問介護の生活援助中心型サービスにおける利用回数基準超ケアプラン届出書」及び関係書類を提出いただきますようお願いいたします。

【届け出が必要となる計画（ケアプラン）】

○ 生活援助中心型サービス（※）を次の回数以上に位置付けたケアプラン

要介護 1	1 月につき 27 回	要介護 4	1 月につき 38 回
要介護 2	1 月につき 34 回	要介護 5	1 月につき 31 回
要介護 3	1 月につき 43 回		

※生活援助中心型サービスとは、別紙「参考資料」の『1 訪問介護費 ロ 生活援助が中心である場合』のことを指します。

※平成 30 年 10 月 1 日以降のサービス提供分が対象となります。

【提出書類】 利用回数基準超ケアプラン届出書 1 部
居宅サービス計画書（第 1 表～第 7 表） 1 部

【提出時期】 基準回数超となる月の翌月末までに提出。（10 月計画分であれば 11 月末までに提出）

【その他】 届け出による有効期間は、サービス計画の月からその方の認定有効期間終了日までとなります。新規申請時、更新時、区分変更時に、国の定めた基準回数を超えて計画した場合は再度届出書等の提出が必要となります。

※ Q&A を作成しましたので参考としてください。

木曾広域連合 健康福祉課 福祉係

TEL 0264-23-1050 FAX 0264-23-1052